

「千葉開府890年記念 千葉湊大漁まつり～第40回千葉市民産業まつり」

出店者募集要項

1 目的

この「千葉開府890年記念 千葉湊大漁まつり～第40回千葉市民産業まつり」出店者募集要項（以下「出店者募集要項」という。）は、会場内に設置する出店の募集について、必要な事項を定めるものとする。また、千葉市民産業まつりは、千葉県及び千葉市の地場生産品を広く市内外にプロモーションするとともに、千葉中央港地区における賑わいの創出と会場来場者へのサービスを目的に実施する。

2 出店場所

出店場所は、千葉市民産業まつり会場内の定められたエリアとする。

3 出店資格

原則として、千葉県内に事務所を有する事業者又は団体とする。ただし、千葉市民産業まつり実行委員会（以下、「実行委員会」という。）が認めた場合は、この限りではない。

4 抽選等

出店エリアに限りがあるため、千葉県産の産品を取り扱う申込者を優先とする。
また、申込者多数の場合抽選とする。

5 取扱品目

取扱品目は、次に掲げるものの範囲とし、良品を低廉な価格で販売する。

(1) 千葉県内の農林水産物（加工品含む）、伝統工芸品、郷土物産品等

(2) 飲食物

ア 簡易な調理を行う飲食品

調理する食品はあらかじめ下処理をされたものを用い、提供直前に加熱処理をして提供できる飲食品であること。

*この場合、食品衛生関係法令等により、食品営業許可申請が必要になります。食品営業許可申請は各出店者で行ってください。申請にあたっては別途申請料が必要となります。

*高圧ガス等を利用する場合には、使用又は取り扱うガスの種類や処理量、また、取扱の内容などに応じて、資格免状を持った製造保安責任者等を選任し、作業することが法律（高圧ガス保安法、液化石油ガス法）で義務づけられています。これら責任者等資格取得者を必ず従事させること。

イ 現場での調理加工を行わない飲食品

食品衛生関係法令等に規定する営業許可施設等において製造されたもので、容器包装等により衛生的な措置がとられ、かつ、同法に基づく適正な表示がなされている飲食品であること。

ウ その他、保健所長が衛生上支障ないと認める品目

(3) 展示PR

(4) その他実行委員会が認めるもの

6 出店者の条件

出店者は、以下の条件を満たした者とする。

- (1) 法令等により許可又は登録を必要とする営業については、当該許可又は登録を受けていること。
- (2) 法令等に違反して過去1年間処分を受けていないこと。
- (3) 食品を取り扱う出店については、過去2年間食中毒発生の事故歴がないこと。
- (4) 千葉市民産業まつり開催後に実施するアンケートに協力すること。
- (5) 本要項の内容に従えること。

7 出店場所の広さと配置

- (1) 出店場所の広さは、間口 **2.7m**／奥行き **3.6m** を『1小間』とする。
※テント2間×3間（間口 **5.4m**×奥行き **3.6m**）の半分。
- (2) 出店小間数は、1事業者につき2小間までとする。
- (3) 出店小間の配置は、申し込み受付終了後、全体のレイアウトを考慮し実行委員会で決定する。

8 出店料等

- (1) 出店料
出店料は1小間あたり、**20,000円**とする。
（電気を使用する場合は+4,000円、1kw程度、配線工事含む。）
※キッチンカーは**10,000円**とする
- (2) 出店料に含まれるもの
 - ・1小間あたり2×3テントの1／2
 - ・テーブル（1,800×500mm）2台
 - ・パイプイス 4脚
 - ・パラペット看板（出店者名表示板）300×600mm 1枚

[追加備品（別途有料）]

パネルボード、液晶モニター、テーブル・イスの追加等、出店に要する備品のレンタルについては別途ご相談ください。
- (3) 出店料の支払い
【お振込み先：締切日8月31日（水）】
（金融機関名）千葉銀行 千葉市役所出張所 普通預金 3065113
（口座名義）千葉市民産業まつり実行委員会 事務局長 斉藤 久芳
*振込手数料は出店者負担となりますので、ご了承ください。
- (4) その他
荒天により、主催者側の判断で開催中止の場合は、出店料を返金する。ただし、出店料以外にかかった経費は出店者負担とする。
出店者の都合により、開催日7日前以内に出店を取りやめた場合には、出店設置費用を出店者に請求するものとする。

9 出店者の設備基準

- 出店にかかる設備等の基準は、次のとおりとする。
- (1) 食品関係
 - ア 食品は、食品衛生関係法令の基準に従い、容器包装などにより汚染防止及び直射日光を避ける等必要な措置が講じられており、保管・陳列は、衛生的な設備で行い、かつ冷蔵保存が必要な食品には、冷蔵設備を設けること。
 - イ 早期飲食等を促す旨の看板等を設置すること。
 - ウ 廃棄物容器及び汚水容器は、汚液及び汚臭が漏れない構造で、耐水性材質により作られ、かつ常時清潔を保持していること。
 - (2) 電力・水道及び火気の使用
電力・水道及び火気の使用を必要とする場合は、出店者負担とする。

*火気を使用される場合は、出店申込書に記入の上、火気の種類も併せて記入願います。記入なく使用した場合は、火気の使用を中止していただくことがあります。また、水を使用する際には保健所からの指導を遵守願います。

【火気を使用される出店者様へ】

*ガソリン、プロパンガスを使用する際の注意事項につきましては、別紙をご参照下さい。

*消防署の指導により、出店者負担で消火器を準備願います。

1 0 駐車場と搬入・搬出の予定

(1) 駐車場を必要とする場合は、車種や車両ナンバーを出店申込書に記入ください。

*駐車場スペースには限りがあるため1台でお願いします。

(2) 搬入・搬出(予定)

搬入 11月3日(木・祝) 午前7時～8時/午前8時～9時

※2班に分けて行う予定。(班の区分けについては、別途指定します。)

搬出 11月3日(木・祝) 午後3時30分～午後5時30分

1 1 出店監督者

(1) 実行委員会は、会場の円滑な運営を図るため、会場内に出店監督者を置く。

(2) 出店監督者は会場を巡回し、出店の管理運営について指導監督するものとする。

1 2 出店責任者

(1) 出店者は、当該従業員のうちから出店責任者を定め、実行委員会へ報告し、当該出店場所に常駐させるものとする。変更が生じた場合には、速やかに実行委員会及び出店監督者へ報告すること。

(2) 出店責任者は、出店監督者の指示に従い、当該出店の管理運営について従業員等を指導監督し、販売等が適切に行われるよう努めなければならない。

(3) 食品を取り扱う出店責任者は、販売等が衛生的に行われるよう、従業員の指導に努めなければならない。

1 3 遵守事項

出店者及びその従業員は、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

(1) 出店場所及びその周辺の清掃は、出店者の責任のもとに行い、店内で発生したゴミは持ち帰り、環境美化に努めること。

(2) 販売品には、関係法令等の定めるところにより、適正な表示を行い、販売価格を明示すること。

(3) 販売品等の搬入、陳列及び搬出は、実行委員会が指示する時間内に行うこと。

(4) 従事者の服飾は清潔なものを着用すること。

(5) 接客にあたっては、好感を与えるよう親切・丁寧を心がけること。

(6) 出店者及びその従業員は、暴力団等反社会勢力に関与していないこと。

(7) その他関係法令などを遵守し、保健所、消防及び出店監督者の指示に従うこと。

1 4 禁止事項

出店者及びその従業員は、次に掲げる行為をしてはならない。

(1) 出店者の権利を第三者に譲渡もしくは転貸し、または管理運営を委託すること。

(2) 商品を不当な価格で販売すること。

(3) 指定された場所以外で立ち売り及び呼び込み販売をすること。

(4) 会場内において指定された場所以外で飲食物の調理・加工等すること。

(5) 危険物を販売すること。

(6) 許可された品目以外のものを販売すること。

(7) 拡声器及び音量器具類を使用すること。

(8) その他、運営に支障があるような行為をすること。

15 管理運営

- (1) 出店における販売品及び備品の管理は、出店者の責任とし、火災・盗難その他不可抗力による災害に対しても、実行委員会は一切の責任を負わないものとする。
- (2) 出店者は、出店場所の使用に当たり、施設管理者又は第三者に損害を与えたときは、すべて自己の責任において、その損害賠償の責任を負うものとする。

16 事故等発生時の対応

出店場所において事件、事故などが発生したとき、又は不審者若しくは不審物を発見したときは、出店責任者は直ちに出店監督者に報告するとともに、出店監督者は実行委員会及び関係機関に報告し、その指示に従い対応するものとする。

17 許可の取り消し

実行委員会は、出店者が次のいずれかに該当したときは、出店許可を取り消すことができるものとする。この場合において、出店者は、実行委員会に対し損害の賠償及びすでに納めた出店料の返還を請求することはできない。

- (1) 出店者募集要項又は関係法令等に違反したとき。
- (2) 出店者が暴力団等反社会的勢力に関与していると認められたとき。
- (3) 入金期日までに出店料の入金を確認できないとき。
- (4) 事務局との連絡が不通になったとき。
- (5) その他実行委員会が出店させることを不相当と認めたとき。

18 原状回復

出店者は開催終了後、速やかに出店に要した物品等を搬出し、原状に復し、出店監督者の検査を受けなければならない。

19 損害賠償

出店者（従業員を含む）は、会場内の施設または第三者に対して損害を与えたときは、その損害賠償の責任を負うものとする。

20 その他

この要項について疑義が生じたとき又は定めのない事項については、実行委員会が別に定める。